

## 中小建設事業主の皆様

尼崎労働基準協会  
06-6411-8881

### 建設教育訓練助成金のご案内

建設教育訓練助成金制度は、建設の事業をされている中小建設事業主が雇用している労働者の技能の向上並びに能力開発を行うために技能実習を受講させた場合に、(独)雇用・能力開発機構から助成される中小建設事業主の方々にとっては大変メリットのある助成金制度です。

#### 1. 対象となる中小建設事業主

- (1) 建設の事業を行っていること。
- (2) 中小建設事業主であること。  
資本金若しくは出資総額が3億円以下、または、常用労働者数が300人以下
- (3) 雇用保険料率が1000分の14(建設の事業の保険料率)であること。
- (4) 受講者が雇用保険の被保険者であること。

※建設業とは、元請・下請を問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいい、次の28業種です。

1	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
2	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
3	大工工事業	13	ほ装工事業	23	造園工事業
4	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
5	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
6	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
7	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
8	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
9	管工事業	19	内装仕上工事業		
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

#### 2. 対象技能実習

技能講習並びに特別教育

#### 3. 助成金の内容

- (1) 第2種助成金  
受講料(教材費含む)の70%の額。但し、受講料にかかる消費税額は、助成対象外。
- (2) 第4種助成金  
受講者1人につき、5,000円に受講させた日数を乗じて得た額  
但し、5,000円未満の場合有

#### 4. 申請手続

申請書類等を尼崎労働基準協会では準備していますので、申請手続き等のご相談は遠慮なくお申し出下さい。また、申請手続きのお手伝いもさせていただきます。(窓口：片倉)